

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和2年7月31日
室蘭地方気象台

大雨警報（浸水害）、洪水警報・注意報の 発表基準の変更について

令和2年8月6日（木）13時に、大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

近年の災害発生状況等を踏まえ、大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

この基準変更で、より適切なタイミングで市町に該当の警報・注意報を発表することが可能となり、市町における防災対応をよりの確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

1 基準変更日時

令和2年8月6日（木）13時

2 基準変更範囲

○大雨警報（浸水害）

苫小牧市、登別市、平取町

○洪水警報・洪水注意報

胆振・日高地方全ての市町

※ 基準変更日に合わせて、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

[胆振・日高地方の警報・注意報発表基準一覧表](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/muroran.html)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/muroran.html>

問合せ先：水害対策気象官 上田

電話 0143-22-4249